

# 地域主権戦略会議提出資料

「国の出先機関原則廃止に向けた取組」……………P1

「一括交付金化と義務付け・枠付けの見直しに向けて」……………P2

平成22年5月24日

地域主権戦略会議 議員  
埼玉県知事 上田清司

# 出先機関原則廃止に向けた取組 ～公開討議を踏まえて～

## 「出先機関原則廃止」の基本認識

- 「国の出先機関の原則廃止」は政権公約。これが改革の出発点であることを再認識すべき。  
「なぜ地方に事務を移管するのか」ではなく、「なぜ移管できないか」という発想に立つべき。
- 地域主権戦略会議は改革の実行機関。政治主導で出先機関原則廃止に向けた改革を推進すべき。  
府省の抵抗は前政権下の地方分権改革推進委員会の取組からも「予想」されたこと。  
これをどう「乗り越えて」いくか、地域主権改革に対する「内閣の姿勢」が問われる。

## 「出先機関改革の基本的な考え方」について

- 地域主権戦略大綱を改革実現の「実施設計図」とするため、具体的な目標と工程を盛り込むこと。  
「基本的な考え方」には理念やメルクマールだけではなく、「目指すべき改革の姿」とそこに至る「具体的な工程」を示すべき。
- 補完性の原理に基づき、「地方にできることはすべて地方に任せる」という基本理念を徹底すべきである。  
\* 公開討議で明らかになった出先機関の廃止を阻む4つの主張と、「原則廃止」の立場からの考え方

全国統一性の確保

広域的な対応

専門性の維持・向上

国家としての責任

国が基準を定めれば  
統一性の確保は可能

広域的な連携体制  
により対応は可能

人材移管や研修等で  
専門性の確保は可能

責任を負うことと、直接事  
務を執行すべきことは別

- ハローワークなど地方が移譲を強く求める事務・権限について、具体的な方向性を盛り込むこと。  
平成23年通常国会への法案提出、24年4月の実施に向け、第一段階としての具体的な地方移管事項を盛り込むべき。  
「国民の目に見える改革案」を示せなければ、「地方分権改革推進委員会の勧告より後退」。

# 一括交付金化と義務付け・枠付けの見直しに向けて

## ◆ 一括交付金化 ～内閣の「姿勢」が問われる一括交付金化への対応～

- 平成23年度からの導入に向けて、真に「地方の自由度」が高まる制度設計ができるかが鍵。
- 段階的導入であっても、制度改革にまず着手し、具体的成果を示すことが重要。

### 地方の自由度向上のための3原則

- 1 幅広い補助金を対象とし、「府省横断的」で大括りなものとする。
  - ・ 少なくとも「投資」は一本化。分野内の用途区分を一切設けず、分野間の流用も認めるべき。
  - ・ 現金給付は国、サービス給付は地方の原則を徹底すべき。
  - ・ 都道府県を経由しない「空飛ぶ補助金」など、地域振興に関する補助金は出先機関原則廃止の観点からも一括交付金化すべき。  
(例：経済産業省「戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金」、国土交通省「バス運行対策費補助金」)
- 2 「国の事前関与を徹底的に排除」する。
  - ・ 算定基準をあらかじめ具体的に明示（「国と地方の協議の場」等で協議）し、事前の事業計画をなくすなど、国による実質的な箇所付けとなる余地を排除する。
- 3 「客観的指標による透明な配分」を原則とする。
  - ・ 一括交付金の配分は、客観的な指標を基本とする。  
(人口、面積に加え、道路延長、事業所数など当該交付金の性質に即した指標)
  - ・ 継続事業に一定の配慮をするため、当面は各自治体の事業計画に基づくものとミックスした配分基準とする。その上で、客観的な指標による部分を段階的に拡大する。

◆ 義務付け・枠付けの見直し ～地方の自由度拡大には、条例制定権の拡大が不可欠～

- 国の関与を極力廃止・縮小する方針を明確にすること。
- 地方の裁量の余地の乏しい「従うべき基準」の設定は原則として行わないこと。

- 1 第3次勧告の全項目について、勧告のとおりの見直しの実施を平成22年度中に国会提出する一括法案に盛り込むこと。  
(保育所等の最低基準、公立小中学校の学級編成基準など)
- 2 第2次勧告分のうち、第3次勧告の対象外のものについては、重点的に取り組む条項の洗い出しを行い、それらから優先して見直しを行うこと。  
(要介護認定の区分決定手続弾力化など)